

# 東京大学史料編纂所所蔵『興福寺年中行事』について

## —『尋尊大僧正記康正三年暦記』の紹介—

末 柄 豊

### はじめに

ここに紹介する東京大学史料編纂所所蔵『興福寺年中行事』は、昭和五十三年度東京古典会古典籍下見展観大入札会において本所が購入したものである。<sup>(1)</sup>同会の目録に載せられている卷頭二紙分あまりの書影からもわかるように、破損がはなはだしく、そのままの状態では一般の閲覧に供することができなかつた。したがつて、昨年度修補がなされたことで、ようやく本年度の入架・公開に至つたわけである。

『興福寺年中行事』といえれば、内閣文庫の所蔵にかかる四冊本の同名書<sup>(3)</sup>がよく知られている。しかし、本書に載せるのは、これとまったくの別書で、日付と事書のみを記したきわめて簡略な形式のものである。本書には、この興福寺の略年中行事に統いて、「公事」の首題のもと、朝廷において一年間に行われる仏事が記されている。これもきわめて簡略なもので、「家司書」と称されたという、主に平安・鎌倉時代に具注暦に書き付けられた年中行事についての注（以下、遠藤基郎の仮称に従つて行事暦注と呼ぶ）から仏事のみを抜書きしたものよりも思われる。この朝廷の仏事が記された部分（以下、仮に『年中仏事』と題す）は、

『興福寺年中行事』と書き手を異にしているが、その筆跡は室町時代中後期の興福寺大乗院門主尋尊のそれである。

本書の紙背は、康正三年（九月二十八日改元長禄元年、一四五七）の具注暦である。この具注暦に関して最も注目されるのは、正月一日から同十五日まで裏書が存在することである。現状では、表側の最奥にあたり、『年中仏事』の末端からは一紙半余りの余白をおいた奥の方に位置している。この裏書は、筆跡および内容の両方からみて、尋尊の日記であると考えて誤りない。つまり本書は、もともと尋尊が具注暦に日記を記したもの（暦記）だったのである。尋尊はわずか半月で日記を書きさしてしまつたが、具注暦を翻し、端を奥に巻き直して、裏面の余白を利用したのである。具体的にいえば、何者かに『興福寺年中行事』を書きさせ、つづけて自らの手で『年中仏事』を写したということである。

いうまでもなく、尋尊は厖大な分量を有する日記『大乗院寺社雜事記』を残している。<sup>(5)</sup>それと比べると、この暦記は、分量がきわめてわずかなうえ、その収載年次が『大乗院寺社雜事記』（『寺務方諸廻請』）および『大乗院日記目録』と重複することもあり、内容的には瞠目するに足るものではない。ところが、『大乗院寺社雜事記』の装本はすべて、料紙

に文書の紙背を用いた袋縫冊子であり、尋尊が具注暦に日記を記していくことは、従来まつたく知られていないかった。<sup>(6)</sup>さらに、二次利用面にあたる『興福寺年中行事』および『年中仏事』も、日記を書き記すこととの関係を想定することができるものである。つまり本書は、尋尊と日記とのかかわりを考えるうえで貴重な史料であり、史料学的な見地から、きわめて注目に値するものなのである。ここに紹介する所以である。

## 一 尋尊大僧正記康正三年暦記

まず、具注暦の裏書きを見ることで、本書がはじめ『尋尊大僧正記康正三年暦記』とでも称すべきものであつたことを確かめることにしよう。

〔釈文〕  
一月□□、講問始以下如例、今日武衛落了□□同親父修理大夫落了□□、  
四月□□祝言安位寺殿二参了、付衣・張輿ナリ、  
五月、別会五師英豪來、鈍色・五帖、心經会吉日尋申入、來十六日通仰付了、  
了、安位寺殿入御、  
六日、鑑取兩人參了、下行物事可給由申入之、先例□之間、不能下行者也、  
□□、□□正月行事□林□二申付了、今日自□間  
十一日、恒例一万卷心經導師參來、自八日參勲了、心經会廻請持參了、  
十五日、新唯講廻請持參了、

これらの記事はいずれも、具注暦の当該日の裏面に一行ずつ書かれて

いる。分量はきわめて少ないものの、『大乗院寺社雜事記』(『寺務方諸廻請』)および『大乗院日記目録』とあわせて見ることで、その記主が尋尊であることは容易に確かめられる。両書からさきの裏書きに関連する記事を抜き出すと以下のようになる。

『大乗院日記目録』二

〔康正三年〕正月一日、義敏没落、親父修理大夫同、

『寺務方諸廻請』一

〔五月〕別会五師英豪參上、鈍色・五帖ヶサ、心經会吉日事伺申入了、

『寺務方諸廻請』二

〔十一日〕吉書長者宣到來、(藤氏長者宣案および尋尊同請文案を略す)俄持參之間、以小番請取之、小衣、官使下行式百文、以上北面下行之、

〔十四日〕去十日本唯識講廻請持參了、令加判、勸進重弘、十五日新唯識講廻請持參了、令加判、勸進祐祐、

〔十七日〕去六日鑑取二人參上、為祝言云々、就其下行物事可有之之由申入、近來之寺務皆以如此云々、雖然當院家寺務之時無其例之間、下行分無之、

〔十七日〕自來晦日正月行事可始行間、云堂方、云上湯、加下知了、出世奉行兼雅得業沙汰ナリ、(上湯廻請案を略す)

心經会の日時についての指示(五日条)や吉書長者宣の到来(十一日条)など、興福寺別当の地位に由来する記事が、暦記と『寺務方諸廻請』との双方に見えている。これによつて、暦記の記主も『寺務方諸廻請』の記主と同じく、當時興福寺別当であつた尋尊その人だと確定されるわけである。そのほか、大乗院の先代門主たる安位寺經覺への参賀およびその来賀の記事(四日・五日条)も、記主の尋尊たることを証するものといつてよい。

尋尊は興福寺別当に補任された康正二年二月から本格的に日記を書き

始めた。そして別当を辞す長禄三年三月までの日記を『寺務方諸廻請』と称し、以後を『寺社雜事記』と名づけた。つまり、この暦記の残る康正三年正月は、尋尊が本格的に日記を書き始めてから最初の正月であつたということになる。そのためか、同月の記事は『寺務方諸廻請』の第一冊末尾と第二冊冒頭とにまたがつてある。両者は、毎日記されているわけではなく、同月について、第一冊がのべ五日分、第二冊がのべ十三日分の記事を載せているに過ぎない。さらに、第一冊の末尾に「記以下別帖者也」とあるものの、第一冊の終わつたあとを第二冊がうけるという形にもなつておらず、双方に重複して書かれている日もある。ほかに『大乗院日記目録』第二冊にも、同月の記事がのべ二日分載せられているが、これは『寺務方諸廻請』と重複していない。三者および暦記の収める日付をまとめると、以下のようになる。

〔寺務方諸廻請 一〕五、十一、十六、二十二、二十五  
〔寺務方諸廻請 二〕十一、十四、十七、十九、二十三、二十五、二十九  
〔大乗院日記目録 一〕一、十三

〔大乗院日記目録 二〕八、（十）、十一、十五

〔康正三年暦記〕一、四、八、（十）、十一、十五

四者の関係は、はなはだ不明確で、『大乗院日記目録』の記事が『康正三年暦記』および『寺務方諸廻請』第二冊の記事をもとに作成された可能性があるものの、ほかの三者については、それぞれが独自の記事を載せており、どれか一つまたは二つをもとにしてあとの二つまたは一つが記されたという関係を見いだすことは困難である。

さらに、『寺務方諸廻請』第一冊の記事は、宝徳二年（一四五〇）正月から康正三年正月におよんでいるが、その紙背文書に康正三年八月十七日付のものもあり、少なくとも半年以上を経たのちに清書された本であることがわかる。しかし清書本であるにもかかわらず、康正二年の歳末で冊を改めていない。これは、草稿本が康正三年正月まで記してあつ

たのを、そのまま引き写したことに由来すると考えられる。同月の記事はわずかなので、前年の日記の余白に最低限の覚えを記したに過ぎないであろう。

一方、『寺務方諸廻請』第二冊は、清書本と考えるべき特段の根拠はない。しかし、さきの引用箇所にも見るように、十七日条に「去六日」の出来事を記すなど、日記の日次と記された案件の日時とが一致しないことが多い。なかで正月十四日条に「去八日<sub>雨下</sub>、盲目參賀、（下略）」と記してあるのは、別に記されてあつた日次記の八日条から転写されたもので、転写した日が十四日であつたことを意味するのであろう。これは原本では九行にわたる記事なので、もとになつた日次記が具注歴に記されていたと考えることはできない。さらに、この記事は『寺務方諸廻請』第二冊にのみ見えるものなので、存在が想定される日次記と『寺務方諸廻請』第一冊の草稿本とは別のものであつたということになる。

以上から、康正三年正月において、尋尊はここで紹介した暦記のほかに日次記を記し、さらに前年の日記の余白にも簡単な覚えを記していたということになる。おそらく、本格的に日記を書き始めて日の浅かつた尋尊は、自らの日記をどのように記して残すべきか、いまだ迷いのうちにあつたに違いない。そして、大量の記事を記す必要を感じたがゆえ、日々一行ずつしか記すことのできない暦記をわずか半月で書きさしたのではなかろうか。この暦記は、厖大な『大乗院寺社雜事記』を残した尋尊の、日記を記はじめたころの、書記形態に関する試行錯誤の痕跡であつたといふことができよう。

つぎに、料紙として用いられた『康正三年具注暦』についてみておこう。十六紙を継いだ巻子（無軸）で、法量は縦二六・四センチ、横全長六三・四センチである。暦序・暦跋<sup>(9)</sup>を完備するが、暦序を載せる第一紙および暦跋を載せる第十六紙は、それぞれ横が三六・六センチ、三八・

五センチであり、それ以外の紙が四〇センチ程度であることからすれば、卷頭・巻末の余白部分がわざかに失われている可能性が高い。そして、朽損の進行状況からも、この想定は首肯できる。

具注暦の形式は、朱・墨で暦注を記し、間明なし、有界四段のごく一般的なものである。尋尊が紙背を利用した具注暦としては、管見の限り、ほかに以下の三点が知られる。

①寛正三年具注暦（内閣文庫所蔵『神木御動座度々大乱類聚』<sup>(10)</sup>紙背）

存 自暦序至五月十七日、自五月十八日至十一月十日

②寛正四年具注暦（内閣文庫所蔵『神木御動座度々大乱類聚』<sup>(11)</sup>紙背）

存 自暦序至十一月四日

③文明三年具注暦（東京国立博物館所蔵、紙背免田等坪付）

存 自暦序至十月二十日、自十一月四日至同二十五日

いずれも間明なし、有界四段で、この『康正三年具注暦』と同じ体裁である。尋尊が常用していた具注暦は、この体裁のものであつたに違いない。『大乗院寺社雜事記』を通覧すると、長禄元年から永正二年（一五〇五）に至るまで、おおむね毎年十二月中旬に南都陰陽師の幸徳井家の者<sup>(13)</sup>（はじめ友幸、文正元年（一四六八）より友重、明応一年（一四九三）より友延）が新暦および八卦を持参し、二百文を下限されたことが見える。<sup>(14)</sup>そして、幸徳井家以外の者が具注暦を定例として持参した所見は皆無である。したがつて、この具注暦は幸徳井友幸が尋尊に献じたものであつたと考えることができる。つまり南都陰陽師の作成にかかる具注暦だということである。

幸徳井家作成の暦と京暦との関係については、応仁二年（一四六八）兩暦が閏月を異にしたことによく知られている。『大乗院日記目録』第十三冊の応仁二年分の最末に以下のようないい記事がある。

壬十二月也、依大乱京都暦博士難安堵之間、不及暦奏、於南都幸徳井

三位以私料簡造暦之間、壬月可為十月歟云々、然而其後京都新暦到来、壬十二月也、仍十一月朔日冬至也、

幸徳井友重は独自に推算して同二年の暦を造った。ところが、年が明けて正月七日、京都でようやく暦が頒たれるに至つた。すると、その暦では朔旦冬至とするため閏十月が置かれ、推算通りに閏十二月を置いた奈良の暦とは相違してしまったというのである。尋尊の記述に従えば、京都で暦奏のなかつたことが友重の「私料簡」による造暦を結果したということであるから、暦奏さえ行われれば、奈良でも京暦と同様の暦が造られたはずである。この『康正三年具注暦』も、二十四節氣および五件ある没日について確認した限り、京暦と異なるところはない。

ただし、料紙の質にその特徴を見いだすことが可能かも知れない。五ミリから一センチ程度の夾雜物が多く、良質な紙とはいがたい。同時代の貴族の用いた具注暦よりも紙質が劣っているように見受けられるのである。しかしながら、この点は今後の検討が俟たれるところで、現状では単なる指摘にとどめざるを得ない。

## 二 興福寺年中行事

つぎに、二次利用面についてみるとよい。現状の第一紙から第十一紙の三分の一ほどまで、明らかに尋尊とは異なる筆跡で『興福寺年中行事』が記され、ついで第十四紙の劈頭まで、尋尊の筆跡で『年中仏事』が書かれてある。記載位置を具注暦の暦面で示せば、『年中仏事』は二月十六日から四月三十日の裏、『興福寺年中行事』が五月の月初から十二月二十六日の裏にあたる。この状態から、尋尊がまず何者かに『興福寺年中行事』を写させ、引きつづいて自ら『年中仏事』を書き写したことが確められるのである。では、尋尊が書きさした日記の余白に記

した両書はいかなるものであったのか。まずは、釈文を掲げよう。なお、『年中仏事』の翻刻にあたっては、底本において一日以上の分が一行に書かれてある場合、一日分毎に改行を施して披覧の便をはかった。

〔釈文〕

興福寺年中行事

正月一日

一 寺家朝拝并五師三綱職堂拝事

一心経会吉<sup>日</sup>事別会五師申定事

一春日社毎日不退唯識講始之事

一同社毎日不退唯識講始之事

一東西金堂修正事十二月晦日後夜始之

二日

一於寺家律宗拝行之事

五日

一伝法院修正事

七日

一湯<sup>〔沸〕</sup>仏事

八日

一金堂吉祥御願始事

一講堂讚説事

一神供事

一觀禪院修正事

一寺家吉書事以吉日行之

一初卯日施卯杖事

十一日

一龍華樹院法務権僧正御忌日事  
(美覽少都)

十四日

一吉祥御願結願事

一乘院僧正御忌日事  
(良円)

一踏歌事

一心経会并所々講事以吉日同時行之

十八日

一西金堂東金堂修二月香水取事

廿三日

一常樂会舞童師付事

廿八日

一焰煤払事

晦日

一聖僧迎事

二月一日

一東西金堂修二月事自正月晦日後夜行之

五日

一於別當坊被定常樂会事

一同東西御堂牛王行之事

一三藏会始行事

八日

一東西御行薪咒師猿樂事

一常樂会庭造事

十三日

一常樂会試樂事

十四日

一報恩会事	十四日
一常樂会事	十五日
一法華会事	十六日
一万燈会事	十七日
一春日社後深草院新卅講始事	廿五日
一寺家坊後朝事 <small>付延年事</small>	三月三日
一唯識会事或以氏長者御告日行之事	廿日
一春日社香山八講々最勝王經事	十五日
一請冷院御忌日事	廿二日
一觀禪院三十講始事 <small>十五ヶ日</small>	四月一日
一仏生会事	八日
一春日社御八講始事	九日
一於禪定院内山大僧正御忌日事	<small>尋範</small>
一光明皇后御忌日事	八日
一東金堂菜取事	七日
一春日社安居始事	十五日
一講堂夏講始事 <small>付十安居</small>	中門夏事
一供講始事	東西御堂夏事
一中門夏事	十七日
一三侯戸御忌日事	十八日
一菩提院三十講始事 <small>十五ヶ日</small>	廿六日
一千部会事	五月五日
一五月会事	五月
一興西院三十講始事	八日
一大僧正御忌日事	<small>覓信</small>
一東金堂蓮華会花取湯事	六月五日

- 一 東金堂蓮華会事  
十三日
- 一 清淨光院前大僧正御忌日事  
十四日
- (信昭密)
- 一 伝法院深蜜会事  
西金堂華取湯事
- 一 西金堂菜取事  
十八日
- 一 西金堂蓮華会事  
廿日
- 一 新唯識講事  
廿一日
- 一本唯識講事  
廿一日
- 一 法務權僧正御忌日事  
(頬信隆禪)  
廿七日
- 一 掃除事  
七月七日
- 一 節供堂事  
十四日
- 一大乘院法印御忌日事  
(隆禪)  
自恣事
- 一 講堂夏講結願事  
十五日
- 一 夏供両講結願事  
十五日
- 一 春日安居御卷數進長者事  
春日社讀經事  
(以維摩會講師吉日行之、
- 一 長講会始事 四十ヶ日  
廿四日
- 一 春日社護法講事 和歌在之、  
八月三日
- (藤原不比等)
- 一 維摩会十丁衆解文事  
十五日
- 一同会研学寺解文事  
九月一日
- 一大掃除事  
四日
- 一 長講会結願事  
十七日
- 一 春日社始御八講事  
十八日
- 一 若宮祭礼事  
廿一日
- 一 御旅所後日猿樂田楽事  
廿一日
- 一 中僧正御忌日事  
(玄覺)  
廿五日
- 一 伊豆僧正御忌日事  
(惠信)  
廿七日
- 一 菩提院僧正御忌日事  
廿七日
- 一 春日社讀經事  
廿七日
- 一本願御忌日事  
五日

一法華会始事 <small>七ヶ日</small>	晦日	廿七日	一權別當三十講始事 <small>但無定日</small>
一維摩会始事 <small>七ヶ日</small>	十月九日	廿九日	一金堂歲末讃経事
一維摩会勅使下向事 <small>付關請</small>	十日	公事	一京都御卷敍同上林事 <small>自寺家沙汰</small>
一東西御堂風禦并拝事	十一日	正月六日	一法勝寺・尊勝寺阿弥陀堂修正
一春日社後深草院新三十講始事 <small>五ヶ日</small>	十二月十三日	八日	御斎会始 <small>七ヶ日</small>
一慈恩会事	十四日	太元法始 <small>七ヶ日</small>	後七日御修法始 <small>七ヶ日</small>
一方広会始事 <small>七ヶ日</small>	十五日	宗寺・法勝・最勝・成勝・延勝・法成寺修正始	円
一寺家坊白散使祿事	十六日	七ヶ日	
一算主白散持參事	廿五日	十九日	
一湯屋述子神祭事	廿一日	四条院御国忌	
一溜州会事	廿三日	十一日	法勝寺・尊勝寺陀ラニ
一仏名懺悔事	十一日	十四日	最勝光院御八講始 <small>高倉院御國忌</small>
一大供分配事 <small>但無定日</small>	廿一日	十五日	御斎會殿上論義
一寺家卅講始事 <small>但無定日</small>	廿三日	十八日	円乘院御八講始 <small>後朱雀院御國忌</small>
		廿五日	法勝寺舞樂 <small>每月同之</small>
		廿五日	仁寿殿觀音供 <small>每月同之</small>
		廿五日	蓮花王院修正
		廿五日	國忌 <small>陵子、轉輪院御國忌</small>
		廿五日	蓮花王院修正
		廿五日	國忌 <small>陵子、轉輪院御國忌</small>
		廿五日	法勝寺・尊勝寺陀ラニ
		廿五日	蓮花王院修正
		廿五日	法勝寺常行堂修二月
		廿五日	祇園御八講 <small>五ヶ日</small>
		廿五日	宝莊嚴院修二月
		廿五日	法勝寺常行堂修二月
		廿五日	長講堂修二月
		廿五日	円融院御八講 <small>四ヶ日</small>
		廿五日	圓融院御國忌
		廿五日	勝光明院・金剛心院修二月
		廿五日	最勝光院修二月

十七日	転輪院修二月 後嵯峨院御国忌	十四日	後高倉院御国忌
十八日	安樂心院御八講五ヶ日	廿一日	九条天皇 (仲恭天皇)
十九日	円宗寺最勝会始五ヶ日 (九条道家)	廿二日	光明峯寺殿灌頂
廿一日	後鳥羽院御国忌	廿五日	北野御忌日
廿二日	後鳥羽院御国忌	廿五日	春季仁王会或三月 季御讀經同四ヶ日
廿五日	北野御忌日	三月七日	藥師寺最勝会始七ヶ日
廿六日	長講堂御八講五ヶ日	三月三十日	最勝金剛院八講後京極良経供養
廿七日	法勝寺御念佛始三ヶ日	九日	祇園御靈会
廿八日	後白川院御国忌	八日	祇園御靈会
廿九日	國忌廢務 (仁明)	九日	宣陽門院忌
廿四日	尊勝寺灌頂 安德天皇御国忌 (九条教美)	十八日	忠家忌
廿五日	洞院殿忌	廿一日	國忌 (茂子内親王)
廿六日	眞言院孔雀經御修法 (二ヶ日、五月輪殿御忌日)	廿二日	円教寺御八講始一条院御国忌
廿七日	報恩院御八講始十ヶ日 (九条兼実)	廿四日	國忌 (藤原)
廿九日	後一条院御国忌	廿八日	法興院御八講始五ヶ日、 上官參人
四月四日	法勝寺卅講始十ヶ日	廿九日	最勝寺御八講始四ヶ日
四月四日	後冷泉院御国忌	七月二日	鳥羽院御国忌
四月四日	入道經忌	三日	法勝寺御八講始五ヶ日
四月四日	法勝寺卅講始十ヶ日	七日	白川院御国忌
四月四日	後一条院御国忌	八日	文殊会 最勝光院御八講五ヶ日、 建春門院御国忌 (平滋子)
四月四日	後一条院御国忌	十四日	御盆
四月四日	諸寺盂蘭盆	十五日	國忌 (廢務、通子、 土御門)
四月四日	尊勝寺御八講始四ヶ日、 堀川院御国忌	十九日	圓明寺殿忌
五月一日	上西門院忌	十六日	後深草院御国忌
五月一日	同寺常行堂御念佛始三ヶ日	七月廿日	同寺御念仏始一ヶ日
五月一日	同寺常行堂御念佛始三ヶ日	廿三日	近衛院御国忌

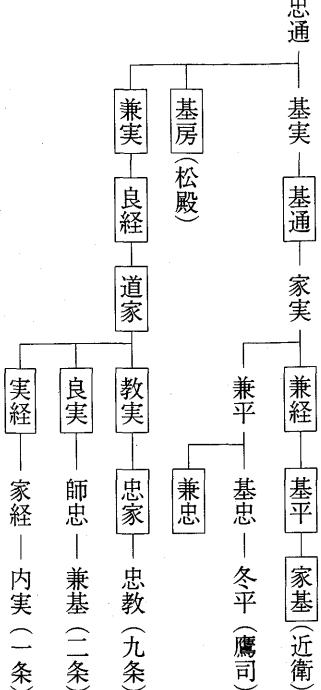
廿四日	游義門院忌 <small>(娘子内親王)</small>
廿六日	後二条院御国忌
廿九日	二条院御国忌
今月事	秋季仁王会 <small>或八月</small>
八月六日	内論議 後堀川院御国忌
七日	郁芳門院御国忌 <small>(皇子内親王)</small>
内論議	京極院御国忌
十日	法性寺御八講始 <small>五ヶ日、或九月、上官參入、</small> 後高倉院御八講結願
十五日	石清水放生会
廿一日	崇徳院御八講始 <small>五ヶ日、或九月、上官參入、</small> 後高倉院御八講結願
廿三日	成勝寺御八講始 <small>四ヶ日、或九月、上官參入、</small> 後高倉院御八講結願
廿五日	兼忠忌
廿六日	国忌 <small>光孝、廢務、</small>
今月事	季御読経院宮同之 <small>伏見院</small>
三日	順徳院御国忌 <small>安門院忌</small>
十四日	天王寺一乗会 <small>藤原道子</small>
十六日	七条院忌
十五日	龟山院御国忌 <small>九条道子</small>
十八日	藻壁門院御国忌 同御八講始 <small>陽明門院忌</small>
廿一日	天王寺五智光院灌頂
廿二日	法勝寺御念佛始 <small>中宮御国忌、</small>
廿九日	国忌 <small>醍醐、</small> 東北院御八講始
今月事	真言院孔雀経御修法
十月三日	蓮花王院惣宮祭 <small>上東門院御国忌</small>
	<small>北白川院御国忌</small>

『興福寺年中行事』について注意すべきことは、これが尋尊の生きた時代の実態どおりの年中行事ではないということである。そのことは、十五世紀前半には十一月二十七日に変更されていた春日若宮祭の式日(17)を、九月十七日と記していることから容易に知ることができる。

内閣文庫所蔵『興福寺年中行事』は、七月一日条に正応三年（一二二九〇）八月二十一日付別会所下文を引載するとともに、同五年三月の書写本奥書を有しているので、正応四年前後の成立と解される。それとこの史料編纂所本『興福寺年中行事』とをくらべると、多少の出入りはあるが、記されている事項名はおおむね一致する。注目すべき異同としては、

内閣文庫本には見えていない春日社後深草院新三十講が、史料編纂所本に見えていることがあげられる。この春日社後深草院新三十講は、同院の御願により、正応元年五月十五日料所越前坪江庄の寄進をうけて創められたものである。<sup>(18)</sup> 内閣文庫本が創始間もないこの行事について記載しなかつたのに對し、これを記す史料編纂所本は、より新しい時期の年中行事であると考えられる。そして、両本が忌日を載せる興福寺寺僧がほぼ一致し、その下限が弘安九年（一二八六）六月十四日入滅の一乘院門主信昭であることからすれば、史料編纂所本の成立も内閣文庫本のそれと大きく下ることなく、十三・十四世紀の交である可能性が高い。

一方の『年中仏事』についても、十四世紀前半の成立にかかるものだと考えられる。「持明院殿国忌」として伏見院国忌が載せられ、同院の崩じた文保元年（一二三一七）が成立の上限となるとともに、成立がそれを大きく下るとみるべき要素が存在しないからである。他の年中行事書等には見えない本書独自の記載として、摂関家物故者の忌日があげられる。ここに載せられている人物を、系図上に示すと以下のようになる（名前を枠で囲んであるのが本書に忌日あるいは忌日にちなむ仏事等の記載のある者）。



摂家分立後も特定の家に偏つていらない点が注目される。年代的に下限

となるのは、鷹司兼忠の薨じた正安三年（一二三〇一）であり、成立に関するさきの想定を裏付けよう。

はじめに述べたように、本書は行事暦注の抜書きのように思われるが、摂関家物故者の忌日を含む行事暦注を載せる具注暦は、管見の範囲では見当たらぬ。尋尊の書写にかかるという点を考えれば、鎌倉時代に大乗院において記された『大乗院具注暦日記』との関係が気になるところである。しかし、同記は十五年分が現存するが、行事暦注を載せてゐるのは承元四年（一二一〇）記のみである。これでは、年代的に古すぎるうえ、仏事以外の行事も記され、かつ摂関家物故者の忌日も載せてゐない。したがって、『大乗院具注暦日記』との関係は不明といわざるを得ない。また、十月十一日の土御門院国忌について「イ十二」という傍書があり、校合を行つてゐると考えられるることは注意を要する。というのは、本書の写本が尋尊周辺に二本以上あつたことを示すものとも考へ得るからである。

さて、最後に問題としたいのは、なぜ尋尊は書きさしの日記の余白にこの両書を書写したのかということである。さきに見たとおり、康正三年当時、尋尊は日記の書記形態について試行錯誤の最中にあつた。安田次郎が明らかにしたように、尋尊が超人的な努力をもつて厖大な記録を残したのは、院務の円滑な執行に不可欠であつた先代門主経覚の日記の披見が困難であり、自ら詳細な日記を残すとともに、こまめに諸種の資料を筆写する必要を感じていたからであつた。<sup>(21)</sup> このような認識を有していた尋尊であつてみれば、日記を録するにあたつて日常的に参照すべき簡便な年中行事書を手許に備えることには、十分過ぎる理由を有していた。その際、年中行事書が、当代の実態どおりではなく、すでに廃絶しこそ行事を載せていたり、旧い式日が表示されることとも、春日社・興福寺の現状に対する尋尊の感懷を増幅させるのに有用だったのかも知れ

ない。そして、このような年中行事書を記すという用途には、書きさし  
た自らの日記の余白は最もふさわしいものであった。わずか半月しか書  
かれなかつた曆記と同じく、『興福寺年中行事』および『年中仏事』も、  
尋尊とその日記とのかかわり方を示すものであつた。

### おわりに

以上、東京大学史料編纂所所蔵『興福寺年中行事』について蕪雜な紹  
介を試みたが、特に強調したいことは、本書は内容以上に、その存在こ  
そが、尋尊と日記とのかかわりを考えるための貴重な史料だということ  
である。若き日の尋尊が、あの龐大な『大乗院寺社雜事記』を錄するに  
あたつて、書記形態について試行錯誤を重ね、参考となる資料を蓄積す  
るといった地道な努力を重ねていたことの痕跡、それこそ本書なのであ  
る。

### 〔註〕

- (1) 架番号 S0015-2。旧蔵者は不明。修補前の元函の底面裏側に「嘉永元申  
年仲夏新調、／戸上 久米田氏」の製作銘があり、江戸時代末期まで興  
福寺周辺にあつたことだけは知られる。
- (2) 『昭和五十三年度東京古典会 古典籍下見展観大入札会目録』(同会、  
一九七八年) 出品番号一〇八番。
- (3) 大乗院本、請求番号古二四・四四三(史料編纂所架蔵写真帳『大乗院  
文書』一二五・一二六〔架番号 6171\_6533/125,126〕による)。なお、同  
書は笠田治人編『内閣文庫藏本興福寺年中行事』(『大和文化研究』一二  
卷八・九・一二号、一三卷一・五号、一九六七・六八年)として翻刻さ  
れている。
- (4) 遠藤基郎「年中行事認識の転換と『行事曆注』」(十世紀研究会編『中  
世成立期の政治文化』(東京堂出版、一九九九年) 所収)。

(5) 尋尊および『大乗院寺社雜事記』については、永島福太郎「大乗院寺  
社雜事記について」(日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』

〔御茶の水書房、一九五八年〕所収)、鈴木良一「大乗院寺社雜事記—あ  
る門閥僧侶の没落の記録—」(そしえて、一九八三年)、安田次郎「尋  
尊と『大乗院寺社雜事記』」(五味文彦編『日記に中世を読む』(吉川弘文館、  
一九九八年) 所収)を参照。

(6) 例えば、興福寺関係史料について最も深い造詣を有していると目され  
る永島福太郎は、前掲論文において、尋尊の「日記といえるものは、公  
刊の『大乗院寺社雜事記』全一二巻につくされる」と述べている。

(7) 本書は、『大乗院寺社雜事記』(『寺務方諸廻請』および『寺社雜事記』  
の総称)の一部として伝来したものではなく、かつ、尋尊自身の意識に  
おいても、年中行事書であり、『寺務方諸廻請』および『寺社雜事記』を  
包括する「愚記」の一部とは認識されていなかつたと想像される。それ  
ゆえ、本書に載せる曆記を『大乗院寺社雜事記曆記』と呼ぶことは躊躇  
せざるを得ない。そこで、尋尊の日記の曆記の謂で『尋尊大僧正記曆記』  
と称することにしたい。なお、鈴木良一は、前掲書一一頁において、『大  
乗院寺社雜事記』は「建前はあくまで『寺社』のことを主とし、『院家』  
のことを従とする公的記録」であることから、『尋尊大僧正記』の名は誤  
りで、「少くとも改めてこう名づける必要はない」と述べている。後者に  
ついては異論ないが、『尋尊大僧正記』の称を必ずしも誤りということは  
できまい。同記を『尋尊大僧正記』と呼ぶことと、貴族の日記が朝廷・  
家門の公的記録の性格を有しながらも記主の名をもつて名づけられるこ  
ととのあいだには、大なる逕庭がないと思われるからである。したがつ  
て、『大乗院寺社雜事記』とこの曆記とを包括する名称としては『尋尊大  
僧正記』を考えてもよからう。

- (8) 八鳴幸子『大乗院寺社雜事記』紙背文書内容細目(七)『北の丸』  
三一號、一九九九年)。
- (9) 曆跋は、この時期の具注曆の通例として、曆奏の日付(「康正<sup>11</sup>年十一  
月一日」)のみで、造曆にあつた者の名は載せられていない。
- (10) 大乗院本、請求番号古二三・三八一(史料編纂所架蔵写真帳『大乗院

文書】一〇五〔架番号617165/33/105〕による)。

(11) 同前。

(12) 架藏番号、五四（史料編纂所架蔵影写本〔架番号3061-5〕による）。

(13) 幸徳井家については、渡辺敏夫『日本の暦』（雄山閣、一九七五年）二二三～三三二頁を参照。なお、友幸・友重・友延の系図を載せる尋尊書状が存在するので紹介しておこう。宮内庁書陵部所蔵『宣秀卿御教書案』（『中御門家記』一〔函号五〇〇・六九〕、史料編纂所架蔵写真帳〔架番号617108/471-2〕による）の紙背につきのよう尋尊の書状がある。

これは長享三年（一四八九）、尋尊が南曹弁中御門宣秀の父宣胤に対しても

幸徳井友重・友延父子の昇叙について口入したものである。

賀茂正三位  
友重

正三位事所望申入候、當年／七十九歳ニ罷成候、

友延

正四位下事申入候、兩代共ニ上ニハ／不成候へ共、如此被

書下候、仍上之／口宣案ハ不所持由申候、宜御許可在候、

共以無相違様申御沙汰候者、千万々々／可悦人存候、恐々謹言、

三月廿五日  
（宣胤）  
中御門殿

友延について述べるとこはわかりにくいが、同じく『宣秀卿御教書案』一および三の紙背文書に大乗院門跡に宛てられた以下の二通の友延書状が残つており、家の例として從四位上を経歴せず正四位下に昇叙することをもとめたものであると知られる。

從四位上御口宣／被下候、返上候、／〔於カ〕當家者代々／越階仕候、則／

又同祖父之時／御口宣案写／進上候、以此旨有／御申沙汰、正四位下／口宣被下候者／〔同〕畏入候、年齢／及六旬候、／從三位友重朝臣／□／沙汰悉可畏入／存候、可然様内々／可預御披露候、／恐惶謹言、

三月廿日  
（中御門西）  
寛円御房

友延（花押）

なお、さきの系図と同様のものは、同じく尋尊の筆にかかる内閣文庫所蔵大乗院本『幸徳井昇進宣旨』（請求番号古一四・四三三、史料編纂所架蔵写真帳『大乗院文書』一一一〔架番号617165/33/122〕による）にも見えている。また、同家の系図としては、史料編纂所架蔵謄写本『鈴木叢書』七（架番号2001777）所収『幸徳井家系図』がある。

(14) 『大乗院寺社雜事記』長禄元年十一月八日、同一年十二月二十三日、寛正元年十二月十五日、同一年十二月二十一日、同三年十二月二十五日、同四年十一月十八日、同五年十二月二十一日、同六年十二月二十三日、文正元年十二月十八日、応仁二年十二月十五日、文明元年十二月十五日、同二年十一月十八日、同三年十二月十八日、同四年十二月十八日、同五年十二月二十五日、同六年十二月十五日、同七年十二月二十五日、同九年十二月二十一日、同十年十二月十五日、同十一年十二月十七日、同十三年十二月十八日、同十四年十二月二十日、同十五年十二月二十五日、同十六年十二月二十九日、同十八年十二月二十三日、同二年十二月十八日、同三年十二月二十七日、明応二年十二月二十日、同三年十二月十九日、同四年十二月二十一日、同五年十二月十五日、同六年十二月二十六日、同七年十二月十七日、同八年十二月十八日、永正元年十二月二十一日、同二年十二月二十三日の各条。また、紙背文書にも幸徳井友重以下が新暦および八卦を送った際の書状が少なからず残っている。木藤久代・八島幸子「大乗院寺社雜事記紙背文書内容細目（一）～（七）」

- (15) 渡辺敏夫前掲書二七一～一七三頁、廣瀬秀雄『日本史小百科 暦』(近藤出版社、一九七八年)一六一～一六三頁。『大日本史料 第八編之二』
- (16) 桃裕行「閏月と朔旦冬至（一九年七閏への執心）」（同著作集七『暦法の研究』上〔思文閣出版、一九九〇年〕所収、初出は一九七四年）。
- (17) 永島福太郎『奈良』（吉川弘文館、一九六三年）二〇六頁。
- (18) 『大乘院日記目録』正応元年五月十五日条。坪江庄については、清田善樹「河口・坪江莊」（講座日本園史 六 北陸地方の莊園・近畿地方の莊園Ⅰ）〔吉川弘文館、一九九三年〕所収）を参照。
- (19) 『大乘院具注暦日記』について、稲葉伸道「鎌倉末期の興福寺大乘院家の組織」（同『中世寺院の権力構造』〔岩波書店、一九九七年〕所収、初出は一九九五年）の註8を参照。なお、新出の『信円大僧正建保三年暦記』（『一誠堂古書目録』平成十二年秋季号〔同書店、一〇〇〇年〕掲載番号三番、藤原重雄氏の教示による）以外は、いずれも史料編纂所蔵の複本（京都大学付属図書館所蔵本影写本〔架番号30731331～10〕、東京国立博物館所蔵本影写本〔同30731341～5〕、大東急記念文庫所蔵本写真帳〔同6173146〕）によった。
- (20) 史料編纂所蔵影写本『大乘院具注暦日記』（京大本）。
- (21) 安田前掲論文。
- (22) 尋尊が書写した興福寺の略年中行事といふのはほか『尋尊御記』（尊経閣文庫所蔵、史料編纂所蔵写真帳〔611511〕による）所載の「興福寺并春日社法会神事等」がある。史料編纂所本『興福寺年中行事』と別書ではあるが、体裁が類似し、かつ春日社後深草院新三十講を載せていく。ただし、末尾に「定日無之法会等」を載せる点は大きく相違する。なお、『尋尊御記』はいのほか興福寺にも所蔵されてくる（四五函）号、史料編纂所蔵写真帳『興福寺史料』一〇〇〔架番号617065/7100〕に

よる）。尊経閣文庫本は天正十三年（一五七五）の写本であり、寛文九年（一六六九）の書写にかかる興福寺本よりも古いが、興福寺本の前半部分のみの抄写であり、両者の参考が望ましい。ちなみに、尊経閣文庫本は、表紙に「明王院藏書七十冊之内」という貼紙があり、金沢市立図書館所蔵『松雲公採集遺編類纂』九一・書籍部五「南都東大寺等書籍目録」（史料編纂所蔵写真帳〔架番号610/1/14〕による）所載天和二年（一六八二）十一月七日津田光吉筆興福寺之内明王院書籍之覧に、「尋一尊御記〔春日或ハ諸寺院之事等記有之〕」と見えていてことからも、興福寺明王院の旧蔵書であることが知られる。